

島根原子力発電所の安全確保と早期の安全協定締結を求める決議

本年 2 月、島根原子力発電所サイトバンカ建物の放射線管理区域内の巡視業務が実施されていなかったにもかかわらず巡視したとして虚偽の巡視記録を作成し、報告を行ったことは、関係法令及び保安規定に抵触する行為であるとともに、企業倫理に大きく外れるものであり、地域住民をはじめ関係者を裏切る行為である。

その後の調査によると、2002 年度以降、8 人の巡視員により 32 日にもおよぶ類似の事案が確認された。

中国電力株式会社は、平成 22 年の島根原子力発電所の点検不備及び平成 27 年のモルタル流量計校正記録の虚偽報告により再発防止策アクションプラン等を作成し、「原子力安全文化醸成」に取り組んでいる。その最中に発覚した今回の事案は、協力会社を含め島根原子力発電所を管理・運営する企業の風土、意識、組織に対し大きく疑問を抱く看過できない行為である。

中国電力株式会社及び島根原子力発電所に関わる全ての協力会社は、この度の不正事案の発生により市民が抱いた疑念を払拭し、島根原子力発電所に対する安全管理体制の確保、原子力安全文化の醸成に向けて、一丸となり原因究明と再発防止に取り組まなければならない。

雲南市議会は、地域住民の自治権・安全安心を守るために、次の 3 項目について、中国電力株式会社及び島根原子力発電所に関わる全ての協力会社に強く求める。

1. 今回の巡視報告の虚偽報告を含め、これまでの不適切事案に対し再度猛省を求めるとともに、抜本的な原因の分析を行い、再発防止策を策定し、真の「原子力安全文化醸成」を確立し、以て、地域住民が安全安心に生活ができるよう真摯に取り組むこと。
2. 再発防止策をはじめ、安全安心に対する取り組みについて、積極的な情報公開を行い、市民に対して分かりやすく説明するとともに、その都度遅滞なく関係自治体に取り組み状況を報告すること。
3. 中国電力株式会社にあっては、平成 30 年 7 月 4 日に安来市、出雲市、雲南市の 3 市長から申し入れされた『原子力発電所立地自治体と同様の原子力安全協定の締結について』に対し、真摯に回答し、早期に立地自治体と同様の協定を締結すること。

以上、決議する。

令和 2 年 6 月 2 4 日

島根県雲南市議会